・ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長1,000ｍ以上、坑口部を除く最小土被り厚が20ｍ未満のトンネル工事の施工実績を有すること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。

また、施工延長については掘削延長、覆工延長ともに1,000ｍ以上のものとする。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる１）から５）の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）であり、契約締結日の翌日から工事の始期前日までの間は、配置予定技術者の配置を要しない。また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

準備期間を含まない専任期間としては、令和６年４月下旬から令和９年11月下旬までを予定している。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）平成20年度以降に元請けの技術者として、ＮＡＴＭ工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が80㎡以上かつ同一トンネルにおいて施工延長1,000ｍ以上（施工延長については掘削延長、覆工延長ともに1,000ｍ以上のものとする。）の中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず各構成員として施工を行った分担工事の経験に限る。）。なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、１件の工事として取り扱うものとする。ただし、参加希望者が特定建設共同企業体である場合にあっては、代表構成員の配置予定技術者が、平成20年度以降に元請けとして上記工事の経験を有していること。

なお、当該経験が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるのでその旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。ただし、本工事が専任を要しないもので、特例措置を全て満足する場合等はこの限りでない。

６）二次審査に係る資料の提出時に、上記１）から４）について確認できる書類を添付すること。当該書類が添付されない場合は、入札に参加できないことがある。

⑻　競争参加資格確認申請書（簡易技術資料及び技術提案書１を含む。以下「申請書」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

※（受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員）

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒀　四国地方整備局（港湾空港関係を除く。）において、元請けとして完成した工事がある場合は、工事成績評定通知書による評定点の平均が過去２年度（令和３・４年度）間連続で60点未満でないこと。

３　一次審査に関する事項

⑴　一次審査に関する基準　２⑴から⒀までの要件を全て満たす申請書を提出した者のうち、下記⑵による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。以下同じ。）までに含まれる者を選抜する。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

⑵　一次審査の評価に関する基準　本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

１）「トンネルの品質確保」に関する技術提案（技術提案書１）

上記、技術提案書１について評価する。

２）技術者評価

１　配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（１件まで）について評価する。

２　高度なマネジメントの経験　事業促進ＰＰＰ、ＰＭ／ＣＭ、技術協力業務（ＥＣＩ）のうち、いずれかの実績の有無について評価する。

３）企業評価

１　基本企業評価　上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

２　ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価　女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定、若者雇用促進法に基づく認定のうち、いずれかの認定の有無について評価する。

３　国土技術開発賞の受賞実績　国土技術開発賞のうち、最優秀賞、優秀賞、特別賞の受賞実績の有無について評価する。

４　「労務費見積り尊重宣言」に係る取組み　審査基準日までに参加する企業（個社）が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表し、下請け企業へ見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無について評価する。

４　総合評価に関する事項（二次審査）

⑴　総合評価を行う者の基準（二次審査）　３による一次審査で選抜され、競争参加資格確認資料（簡易技術資料の内容の根拠資料及び技術提案書２。以下「技術資料」という。）を提出した者のうち、契約担当官等から競争参加資格を満たしたうえで、一次審査時の審査評価点の上位15者目の評価点を下回らず、かつ技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

⑵　総合評価の評価に関する基準　本工事の総合評価に関する評価項目は、３⑵１）における技術提案書１の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書２の評価　「現場施工時の配慮」に関する技術提案書（技術提案書２）

上記技術提案書２について評価する。

２）賃上げ実施に関する評価　賃上げの実施を表明した企業等について評価する。